

井戸川裁判とは・・・呼びかけ人多数

前双葉町長の井戸川克隆氏が福島原発事故での政府の避難指示の遅れが、住民らに被ばくを強いたとして、国と東電に約1億5千万円の損害賠償を求める裁判 これまでの経緯

1976年、東電と県及び双葉町、大熊町は周辺地域の安全確保に関する協定を締結。2005年、井戸川氏は双葉町長に初当選。2009年、再選。町長は「町民に放射能を被ばくさせないように」と事故前から東電にきつく要求。東電は「大丈夫です。止める、冷やす、閉じ込めるを完全にできます」と確約。2011・3・11、福島原発事故発生。3・12、避難指導時、空からの落下物で大量被ばく。3・19、さいたまスーパーアリーナに避難。その後加須市の旧騎西高校に住民1400人避難。2013・2・12、町長を退任。鼻血などの体調不良になる。マンガ「美味しんぼ」で言及。

提訴の理由

(第1回口頭弁論「原告意見陳述」冒頭部分より)

- ・原発事故により、計り知れない被害を受け、数えきれないほど多くのものを失った。
・事故直後の大量被ばくで健康被害の恐怖や不安を生産にわたって脅え続ける。
・強制的に故郷を追われ長期間にわたり慣れない土地での避難生活を強いられる。
・家督や故郷、仕事や財産、コミュニティや伝統文化、平穏な日常生活や自然環境、将来の夢や希望など根こそぎ奪われた。
・故郷を愛し、井戸川家を大切にするとともに、町長として、町民が夢と希望をもって生活できるように、自己犠牲を払ってきたつもりだが、しかし、全てを失ってしまった。
・今回の原発事故は、国や東電の落ち度による人災。なんの落ち度もない私たちが奪った被害の完全な回復を求める。

国、東電の落ち度・・・主な項目

- ・巨大津波を関係部門からの進言で認識していたが、対応せず。
・「周辺住民に被害を及ぼさない万全の措置を講ずる」協定違反
・スピーディの被ばく情報を公開せず、適切な避難指示を出さず。
・過酷事故を想定した避難方法・場所及び生活の検討・規定なし。
・住民の健康調査で、事前の秘密会で事故の影響ではないように摺り合わせし、その調査結果を公開せず。
・法律(原子力災害対策特別措置法)を無視した事故対処【緊急時態勢の変遷】

双葉町の役場機能移転先

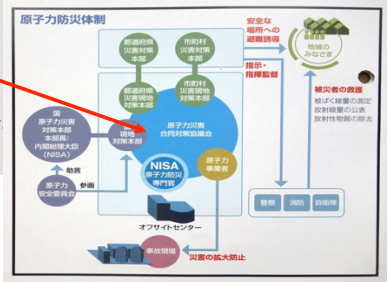


原告の前双葉町長 井戸川克隆氏

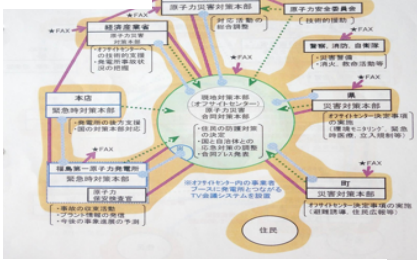
原子力の安全確保の中心に NISAがいます。

国民のみならず安全を守るためさまざまな機関が連携して原子力の安全確保に取り組んでいます。NISAは原子力の安全に責任を持つ行政庁として、その中心的な役割を担っています。

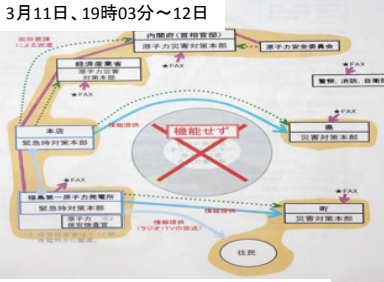
NISA; Nuclear and Industrial Safety Agency
原子力安全・保安院は、取決めとは裏腹に事故が起きた12日朝から22日まで不在でした。



本来の対処方法

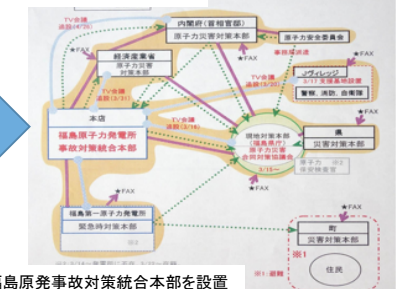


原子力災害対策本部の権限のほとんどを現地対策本部へ移譲し、オフサイトセンターを中心に対応する。



首相官邸に原子力災害対策本部を設置したが、オフサイトセンターは停電の影響で活動できず。

3月15日 5時35分以降



福島原発事故対策統合本部を設置地元双葉町は除外され、避難指示区域、賠償基準が決められた。

避難者は憲法からの"棄民"なのか

「個人の尊厳が奪われた」(井戸川氏の講演会資料より抜粋、編集)

Table comparing constitutional rights (e.g., Article 11, 12, 13, 14, 19, 22, 23, 24, 25) with the situation in Fukushima, highlighting the violation of rights like personal dignity and the right to life.

事故責任論の法的構成・・・原告弁護団 古川元晴弁護士の講演会資料より

Table detailing the legal structure of the accident liability, including the responsibility of the state and TEPCO, and the protection of residents' rights.



放射能によって「不法占拠」された井戸川氏の自宅

① 確実危険説: いかなる危険業務についても普通の注意義務のみ認める考え方。起きたことがある「確実に予測できる危険」についてのみ予見・回避義務を認める。
② 合理的危険説: 危険業務には高度の注意義務が課される場合があるとする考え方。起きたことがない「合理的根拠がある危険」について予見・回避義務を認める。

むすび 原告弁護団の古川元晴弁護士は著書「福島原発、裁かれないでいいのか?」で、現代社会は、高度に科学技術が発達したが、その一方で、未知の危険に築かれた危険社会でもある。それでも起こる可能性が合理的に予測される危険については責任を問うると述べている。期待し応援したい。